

坂東市結婚新生活支援補助金

市内で新たに結婚生活を始めるための新居の購入や家賃、引越費用等の一部を助成します。
(国の補助を受けて行う事業のため予算に限りがありますので、お早めにご相談ください。)

どんな世帯(夫婦)が対象なの？

次のすべての条件を満たす世帯(夫婦)です。

- 令和4年1月1日から令和5年2月28日までの間に婚姻届を提出していること
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- 夫婦の年間所得の合計が400万円未満で市税などの滞納がないこと
- 新居が市内にあること
- 他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと

どんな費用が対象なの？

令和4年1月1日から令和5年2月28日までの間に掛かった費用のうち、次の①～④が対象です。

- ① 住居の購入費用
- ② 住居のリフォーム費用 ※外構工事費用や家電購入費用などは除きます。
- ③ 住居の賃借費用(家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- ④ 新居への引越費用(引越業者または運送業者に支払った費用)

いくら補助を受けられるの？

- ①～④を合わせて1世帯あたり最大 **30** 万円

申請方法は？

まずは企画課までお問い合わせください。

※市ホームページからもご確認いただけます▶



問 企画課 ☎0297(21)2181

Uターン・Iターン応援! 坂東市子育て世代定住促進奨励金

市外から転入し住宅を取得された世帯の方に、最大30万円の子育て世代定住促進奨励金を支給します。

対象となる世帯は？

申請日時点で、次のすべての条件を満たす世帯です。

- 坂東市に転入して3年以内の方(一度転出されている場合は、転出していた期間が1年以上の方)。
- 満20歳以上満40歳以下の方、または中学生以下の子どもを1人以上養育している方。
- 取得した住宅の所在地に住民票がある方。
- 住宅の所有権登記が、奨励金の申請日と同じ年度内に完了している方。
※令和4年度(前年4月～今年3月)に登記した方が対象となります。申請期限は今年の3月31日までとなりますので、お早めにご申請ください。
- 新築または中古住宅を取得し、その住宅について転入者本人またはその配偶者等が所有権を有している方。
- 世帯全員に市税などの滞納がない方。

奨励金の額は？

基本額と加算額を合わせて1世帯あたり最大 **30** 万円を支給します。

- **基本額** 新築住宅15万円、中古住宅5万円
- **加算額**
 - ・ 子ども(高校生以下)1人につき5万円
 - ・ 居住誘導区域内5万円
 - ・ 市内住宅建設会社契約5万円 ※新築住宅のみ



申請方法は？

まずは企画課までお問い合わせください。

※市ホームページからもご確認いただけます▶



問 企画課 ☎0297(21)2181